平成２６年（フ）第３０２号
和歌山県紀の川市風市76番地１
債務者　辻村　希望
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３０７号
和歌山市松江西３丁目７番25号
債務者　玉井　諭治
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１５号
和歌山市野崎178番地の２　池宮マンション17号
債務者　とんかち工房こと　安達　勝吉
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１８号
和歌山市太田58番地の１
債務者　長谷川好次
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３３０号
和歌山県岩出市金池33番地の15
債務者　小橋　　旬
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５１号
和歌山県田辺市天神崎25番７号　天神１団地18棟035号、住民票上の住所和歌山県田辺市天神崎25番７号
債務者　水永　雄示
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第５２号
和歌山県田辺市中万呂44番地の１　シティハイツ102号
債務者　前田　恭子
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第５３号
和歌山県田辺市中万呂44番地の１　シティハイツ102号
債務者　前田　関雄
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２３号
北海道稚内市宝来４丁目７番53号
債務者　柳谷　　満
１　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第２４号
北海道稚内市宝来４丁目７番53号
債務者　柳谷　　静
１　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第２５号
北海道稚内市宝来４丁目７番53号
債務者　柳谷　　齢
１　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第１０７０号
埼玉県北本市西高尾１丁目47番地
債務者　菊地江梨子（旧姓豊田）
１　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０３号
さいたま市桜区道場２丁目１番１―1343号
債務者　志塚磨美枝（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２０号
さいたま市桜区大字神田187番地１　ヴァンベール神山Ⅲ107、旧住所さいたま市桜区大字白鍬377番地８
債務者　貝瀬　義之
１　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｒ６―205号
債務者　末延　芳子
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５５号
岩手県奥州市衣川区下河内90番地１
債務者　高橋　一郎
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第５６号
岩手県奥州市江刺区愛宕字荒谷74番地　リーベンキント202号室、前住所岩手県奥州市水沢区真城字町屋敷166番地　ソレイユ　アン204号室
債務者　錦織久美子
１　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部